

保存版



皆さんの大切な生命を火災から守るため

ご家庭に平成18年6月1日から

# 住宅用火災警報器等の設置が義務付けられました！



住宅火災による犠牲者を減らすため、今まで自己責任の分野であった個人住宅にも消防法適用対象とし、全国一律に全ての個人住宅に住宅用火災警報器等の設置が義務付けられます。

## ❗ 設置時期 (新築住宅は平成18年6月1日から、既存住宅は平成23年5月31日までに設置)



## ❗ 設置する住宅

- 戸建住宅 ○併用住宅(住宅部分に限ります。)
  - 共同住宅(アパート等で共有部分は除く。)
- ※既にスプリンクラー設備、自動火災報知設備が設置されている場合は免除されます。

## ❗ 住宅のどこに取り付けるの？

基本的な設置場所は下記の2箇所で、煙式警報器を天井又は壁面に取り付けます。

○寝室(普段就寝している部屋)

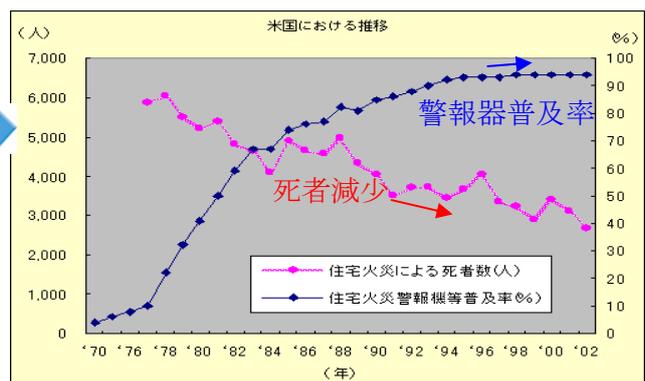
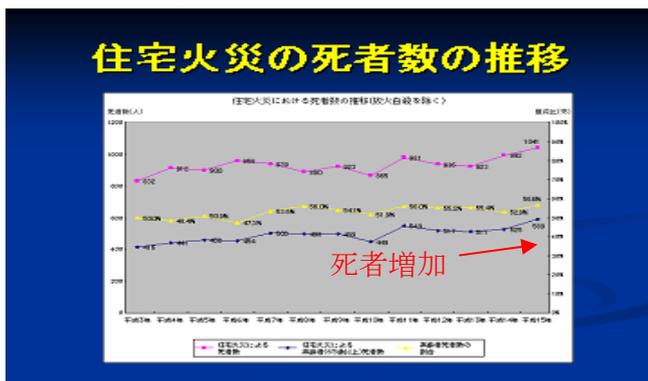
○階段(寝室が2階、3階などにある場合は、その階の階段の踊り場に設置)

※一の階に警報器設置場所がなく、その階に、7㎡(4畳半)以上の居室が5以上ある階の廊下に必要な場合があります。

## ❗ なぜ住宅に火災警報器が必要なの？

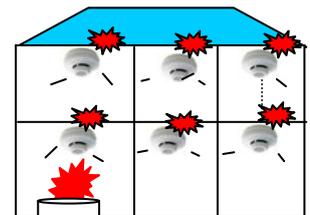
住宅火災による死者は、下のグラフのとおり増えています。また、住宅火災の死者のうち、約7割が逃げ遅れで、過半は65歳以上の高齢者です。

米国、英国では、住宅用火災警報器の設置義務化が先行して実施。その結果下のグラフのとおり、その普及に伴い死者が半減している。



## ❗ 火災警報器の種類

- 感知方式: ①煙式、②熱式があります。寝室、階段、廊下等には「煙式」を設置しますが、台所等に設置する場合は、「熱式」の設置が可能です。
  - 電源種別: ①電池式(電池が最大10年間もちます)、②100vコンセント式、③100v配線式(電気工事士による工事が必要)
  - 感知区域: ①単独型(感知した警報器だけ警報) ②連動型(配線、電波等によりすべての警報器が警報、右図参照)
- ※近年、電波式が普及し、配線工事が不要のものが販売されています。



連動型はすべての警報器が警報

